

公益社団法人空気調和・衛生工学会
代議員選挙規程
平成 30 年 12 月 14 日 理事会制定
平成 31 年 4 月 15 日 理事会改定

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本規程は、公益社団法人空気調和・衛生工学会（以下、「当法人」という）の代議員選出に関し、必要な事項ならびにその適切な運営について定める。

(定義)

第 2 条 代議員とは、当法人の正会員で本規程に基づき選出された者で、正会員を代表して当法人の社員として社員総会の議決を行う者をいう。

(職務)

第 3 条 代議員は、次の職務を果たす。
(1) 社員総会に出席し議決権を行使する。
(2) 会長の諮問に応じ意見を述べる。

(選挙執行者)

第 4 条 代議員選挙の執行者は代議員選挙委員会委員長とする。

(選出方法)

第 5 条 代議員は、正会員の中からの立候補者または代議員候補者推薦委員会から推薦を受けた者から選挙により選出する。

(再選)

第 6 条 代議員の再選は 2 期連続 4 年までとする。

(選挙区)

第 7 条 代議員の選挙区は、全国で一選挙区とする。

(選挙の時期)

第 8 条 代議員の任期が終了する月の末日までに代議員選挙を実施する。

(正会員の投票権)

第 9 条 電磁的投票を実施する日の 1 箇月前の末日における正会員は投票権を有する。

(投票権の数)

第 10 条 正会員は、1 個の投票権を有する。

第 2 章 委員会

(委員会)

第 11 条 理事会は、代議員選出に関する業務を公正に行うため代議員選挙委員会を設置する。

- 2 理事会は、代議員候補者推薦委員会を設置する。
- 3 代議員選挙委員会ならびに代議員候補者推薦委員会の委員は、理事会において正会員（代議員候補者を除く。）の中から 2 名以上 5 名以下を選出し会長が委嘱する。
- 4 代議員選挙委員会ならびに代議員候補者推薦委員会の委員長は、委員の互選によるものとする。
- 5 代議員選挙委員会ならびに代議員候補者推薦委員会は、代議員選挙公示の 1 箇月前までに組織し代議員選挙業務終了後に解散する。
- 6 委員の任期は、理事会において委員に選任された日から代議員選挙業務終了までとする。

(代議員選挙委員会の任務)

第 12 条 代議員選挙委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 代議員選挙委員会は、理事会から独立し、公正な選挙を実施する。
- (2) 選挙方法及び投票方法に関する事項を決定する。
- (3) 代議員立候補受付期間は、10 日（土日を含む）を超えない範囲で決定する。
- (4) 代議員候補者名簿を作成する。
- (5) 代議員欠員選挙を実施する場合に代議員候補者名簿を作成する。
- (6) 代議員選挙日程を決定する。
- (7) 代議員選挙の開票ならびに当選者、次点者を決定する。
- (8) 代議員選挙結果を理事会に報告する。
- (9) 代議員選挙結果を学会誌またはホームページに公開する。
- (10) その他代議員選挙に関し必要な事項を決定する。

(代議員候補者推薦委員会の任務)

第 13 条 代議員候補者推薦委員会の任務は、正会員の中から被候補者を公正に選考し、その結果を代議員選挙委員会へ上申することを任務とする。

- 2 支部規程第 4 条に定める管轄に基づき地域の偏りなく選考する。
- 3 被推薦者名簿を作成し、被推薦者名簿には、氏名、生年月、勤務先名、居住する区を記載する。
4. 居住する区は次のとおりとする。
 - 第 1 区は、東京、神奈川、埼玉、群馬、千葉、茨城、栃木、山梨の各都県とする。
 - 第 2 区は、北海道とする。
 - 第 3 区は、宮城、福島、岩手、青森、山形、秋田の各県とする。
 - 第 4 区は、三重、愛知、静岡、岐阜の各県とする。
 - 第 5 区は、新潟、長野、福井、石川、富山の各県とする。
 - 第 6 区は、京都、大阪、兵庫、奈良、滋賀、和歌山の各府県とする。
 - 第 7 区は、鳥取、島根、岡山、広島、山口、香川、愛媛、高知、徳島の各県とする。
 - 第 8 区は、長崎、福岡、大分、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄の各県とする。

(公示内容)

第 14 条 代議員選挙委員会は、次に掲げる事項を公示する。

- (1) 代議員の定数
- (2) 代議員の任期
- (3) 代議員立候補受付期間
- (4) 選挙日程（投票日・締切日、選挙結果の公表日）
- (5) 開票日
- (6) その他必要な事項

(立候補手続き)

第 15 条 代議員に立候補する正会員は、次に掲げる事項を遵守し指定された書類を代議員選挙委員会に提出しなければならない。

- (1) 入会期間が継続して 5 年以上の正会員で会費を完納している。
- (2) 就任時（選挙実施後の 4 月 1 日時点）の年齢は満 40 歳以上満 67 歳以下とする。
- (3) 理事経験または監事経験を有する正会員 3 名の推薦人を必要とする。
なお、現職の理事および監事は推薦人にはなれないものとする。

(代議員選挙名簿の作成)

第 16 条 正会員からの立候補ならびに代議員候補者推薦委員会からの推薦を受けた被推薦者の中から、代議員選挙委員会が代議員候補者名簿を作成する。

(選挙)

第 17 条 正会員の投票により代議員を選出する。

- 2 電磁的投票により実施する。
- 3 代議員候補者名簿には次の事項を記載する。
 - (1) 氏名（五十音順、敬称略）
 - (2) 勤務先名
 - (3) 居住する区

(開票)

第 18 条 代議員選挙委員会は、選挙の開票を行い当選者および次点者を決定し、開票結果を理事会に報告する。

- 2 代議員候補者名簿に登載された本人へ書面または電磁的方法により結果を通知する。

(無投票当選)

第 19 条 代議員候補者の総数がその選挙において選出すべき代議員の定数を超えないときは、投票を行わないものとする。

- 2 当選日は、代議員候補者推薦委員会から規程第 13 条に基づき被候補者の上申を受け代議員選挙委員会が当選者を決定した日とする。

(投票による当選)

第 20 条 当選者は、得票数が多い者から順に決定し、代議員定数に達した者までとする。

- 2 最下位得票数が同数の場合は、代議員選挙委員会委員長の立会いのもと、または電磁的方法によりくじ引きを行い決定する。

(公開)

第 21 条 当選者は学会ホームページまたは学会誌に次の事項を公開する。

- (1) 氏名（五十音順、敬称略）
- (2) 勤務先名
- (3) 居住する区

(次点者)

第 22 条 当選者を除く代議員候補者名簿に登載された本人を次点者とする。

- 2 次点者の順位は、得票数の多い順とする。

(欠員)

第 23 条 代議員に欠員が生じて、定数を満たさなくなった場合は、次点者を代議員とすることができる。

- 2 次点者が代議員となる場合は、その任期は前任者の残任期間とする。
- 3 次点者がいない場合は、代議員補欠選挙により新たに代議員を選出する。なお、任期は前任者の残任期間とする。

(保管期間)

第 24 条 電磁的投票の保管期間は、選挙終了から 1 年とする。

第 4 章 雑 則

(改廃)

第 25 条 本規程の改廃は総務理事が起案し、理事会の決議による。

附則 本規程は平成 30 年 12 月 14 日より施行する。